

国保の加入・脱退は14日以内に届け出を

問 国保年金課国保年金係 ☎95-9891

会社などの健康保険をやめたり、新たな健康保険に加入したときは国保加入・脱退の届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）まで遡って保険税を納めることとなります。また、脱退の届出が遅れると、資格が無くなった後で国保の資格確認書などを使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することとなります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する	他の市町村から転入した	転出証明書
	職場などの健康保険を脱退した（健保などの被扶養者から外れた）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は期限内に相談してください。
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
脱退する	他の市町村へ転出する	資格確認書（持っている人）
	職場などの健康保険に加入した（健保などの被扶養者になった）	国保の資格確認書（持っている人）、健保の資格確認書又は資格情報のお知らせ
	生活保護を受ける	資格確認書（持っている人）、保護開始通知書
	死亡した	資格確認書（持っている人）、喪主を証明するもの、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの
その他	住所、世帯主、氏名などが変わった	資格確認書（持っている人）
	世帯が分かれたり、一緒になった	資格確認書（持っている人）
	修学のため子どもが他市町村に住む	資格確認書（持っている人）、在学証明書
	資格確認書などを破損・紛失した	破損した資格確認書（持っている人）又は資格情報のお知らせ

※全ての手続きにマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類が必要です。なお、本人又は同世帯の親族以外が届出をする場合は、委任状が必要となります。

▼口座振替に協力してください

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いしています。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届け出印を持参してください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用してください

▼マイナ保険証を利用するメリット

- ・過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データからより良い医療が受けられます。
- ・限度額適用認定証などが無くても、手続き無しで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。

▼マイナ保険証を利用するために

- ①マイナンバーカードを申請
- ②マイナンバーカードを健康保険証として登録

手続きには時間の余裕をもつて来庁してください



問 市民課戸籍係 ☎95-9880、市民係（証明）☎95-9881、住民記録係（住所異動・マイナンバー）☎95-9882

毎年、3月中旬から5月中旬は市民課窓口が混み合います。時間に余裕を持って来庁してください。マイナンバーカードを持っている人は、全国のコンビニで証明書の取得できるサービスがあります、詳しくは問い合わせてください。

▼住民票や戸籍、印鑑登録などの証明書の申請や住所異動の手続きには、有効期限内の本人確認書類が必要です。本人確認書類いずれか1点…マイナンバーカード、運転免許証、旅券など顔写真のある官公署発行のもの。いずれか2点…健康保険資格確認書、年金手帳など ※持っていないと手続きできない場合もあります。